

左右会定期巡回ヘルパーステーション

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス 重要事項説明書

1. 事業所の名称等

事業者名称	医療法人 左右会
事業所名称	左右会定期巡回ヘルパーステーション
所在地	鹿児島県志布志市志布志町志布志2丁目3番6号
電話番号	099-473-8137
FAX番号	099-473-8138
管理者名	北村 留美
指定年月日 有効期間（更新）	令和4年4月1日 介護保険：令和10年3月31日
事業所番号	4691700084

2. 訪問介護事業所の目的と運営方針

◆事業の目的

医療法人左右会が開設する「左右会定期巡回ヘルパーステーション」（以下「事業所」という。）が行う、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、又は訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護にある高齢者に対して、適正な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を提供することを目的とする。

◆運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等の綿密な連携を図り、又指定居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等への報告等を行い、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 事業所の職員体制

職種	兼 務	
	常 勤	非常勤
管理者	1	
計画作成責任者	2名以上	1名以上
オペレーター	2名以上	
訪問介護員等	1名以上	5名以上

4. 営業日及び営業時間

(営業日) 365日
(営業時間) 24時間

5. 事業実施地域

事業所から30分圏内の志布志市内

6. サービス内容

<サービス概要>

① 定期巡回サービス

・訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の援助を行います。

② 随時対応サービス

・あらかじめ利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握したうえで、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問、もしくは看護師等による対応の要否等を判断いたします。

③ 随時訪問サービス

・随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問いたします。

* 通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。
あらかじめご了承ください。

- ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。
- ◆随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
- ◆随時訪問サービスの提供にあたっては、計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。
- ◆訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護事業所および主治医との密接な連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、指定訪問看護事業所により提供されます。

<サービスの利用に関する留意事項>

◆サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

◆訪問介護員の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

◆サービス実施

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「6. サービス内容<サービス概要>」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

◆サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

◆訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為

② ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受

③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ ご契約者もしくはその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動

⑥ その他契約者もしくはその家族等に対する迷惑行為

◆その他

感染症や災害が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築できるように、事業所との連携や研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行っていきます。

7. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

8. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため、従業者教育を行います。

9. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

11. 合鍵の管理法等について

- ◆随時対応の緊急訪問に備え合鍵をお預かりした場合、預かった鍵は、事業所のキーボックスに保管します。
- ◆合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、すみやかに対処し、ご報告いたします。
- ◆サービス終了時や返却のご要望があった場合はすみやかに返却いたします。
- ◆スペアキー作成の必要がある場合は、費用は利用者負担となります。
- ◆合鍵の預かりの同意を、鍵預書にて行います。

7. 介護保険証、 介護保険負担割合証の確認

ご利用に当たり、介護保険証、介護保険負担割合証の確認をさせていただきます。

8. 利用料金

- ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護料は1ヶ月ごとの定額払いとなります。
 - ※詳細な利用料金表は別紙にてご説明させていただきます。
 - ※サービス利用額の負担割合証による自己負担額を請求させていただきます。
- ◆通常の事業の実施地域を越えるサービス提供については、通常の事業の実施地域を越える地点から1km毎に20円（1回につき）を請求させていただきます。
- ◆通報装置は事業所から貸し出します。通信にかかる通信料（電話代）は、利用者負担となります。動作確認の為、毎月定期診断通報を行います。通信料として電話料

金がかかります。こちら利用者負担となりますので、あらかじめご了承ください。

- ◆通報装置の故障・紛失・水没等については、利用者の故意又は過失に起因するものに関しては利用者負担となります。それ以外の故障や電池の交換については、事業者の負担となります。(端末機費用 約 40,000 円)

9. 支払い方法

- ①当該月末締めとし、翌月 10 日以降のご請求となります。
- ②当月の料金の合計額を翌月 30 日までに(現金又は銀行振込み)お支払い頂きます。
 - ・銀行振込み先

鹿児島銀行 志布志支店 普通 口座番号 3041591

口座名 いりょうほうじんさゆうかい 医療法人左右会 りじちよう 理事長 はしぐち 橋口 わたる 渡

10. 相談窓口

苦情やご相談につきましては、以下の窓口にて受付致します。

- ①左右会定期巡回ヘルパーステーション(担当:北村)

所在地:志布志市志布志町志布志 2-3-6

電話番号:099473-8137、 FAX:099-473-8138

- ②公的な介護サービスに関する窓口

- ・志布志市役所 保健課介護保険係

所在地:志布志市有明町野井倉 1756 番地、電話番号:474-1111 (代)

- ・大隅地域振興局 地域保健福祉課介護指導係

所在地:鹿屋市打馬 2 丁目 1 6-6、電話番号:0994-52-2122

- ・鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室

所在地:鹿児島市鴨池新町 6-6、電話番号:099-213-5122

11. 緊急時等の対応

訪問介護員は、サービス実施中利用者の病状状態に急変、その他緊急事態が生じた場合は、管理者・オペレーターへ報告し、主治医・医療機関へ速やかに対応措置を講じます。また、担当ケアマネ、「同意書」へご記入いただいた連絡先に連絡します。

左右会定期巡回ヘルパーステーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 料金表

※介護保険 1 割分の表記となっています。負担割合証により 2 割または 3 割のご負担の場合もあります。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅱ（連携型） 1 月につき

要介護度	料 金
要介護 1	5,446 円
要介護 2	9,720 円
要介護 3	16,140 円
要介護 4	20,417 円
要介護 5	24,692 円

●減算料金

（注 2）通所系のサービスを利用した場合、1 日につき通所系利用料金の 1 日分相当額を上記利用料金から差し引いた額となります。（下記参照）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所系利用料金	-62 円	-111 円	-184 円	-233 円	-281 円

（注 3）短期入所系のサービスを利用した場合、短期入所を利用開始日から利用終了日前日までの日数を除く日数での日割り計算となります。

○加算料金

*初期加算 1 日につき 30 円

利用開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日 30 円を加算されます。
また、30 日を超える病院等への入院後に利用を再開した場合も同様に加算されます。

*サービス提供体制加算Ⅱ 1 月につき 640 円

以下の算定要件を満たす場合、加算されます。

- ①従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。
- ②利用者に関する情報等の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的で開催していること。
- ③当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断を定期的実施すること。
- ④当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が 100 分の 40 以上であること。

ご不明な点などございましたら当事業所へご連絡下さい。

電話番号 099 (473) 8137